

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(秋田県くろまぐろ(小型魚))

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「秋田県くろまぐろ(小型魚)」の漁獲量を公表します。

令和4年11月4日
秋 田 県 知 事

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
知事管理区分

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

(令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで))

- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

71パーセント(A/B)

$$\left[\begin{array}{l} \text{漁 獲 量} : 30.0 \text{ トン (A)} \\ \text{漁獲可能量} : 42.2 \text{ トン (B)} \end{array} \right]$$